

食安輸発第1016006号
平成20年10月16日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

中国産鶏卵等の取扱いについて

今般、中国から輸入した乾燥全卵からメラミンが検出された事例が確認され、当該品の採卵鶏に給餌されていた飼料からもメラミンが検出されたとの情報を入手したことから、今後、中国産鶏卵等の輸入届出がなされた場合には、下記によりメラミンに係る検査を実施することとしましたので、御了知の上、対応方お願いします。

記

1. 対象食品

中国産鶏卵及び鶏卵製品

2. 検査項目及び検査頻度

- (1) DALIAN HANOVO FOODS CO., LTD. が製造又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、メラミンに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、メラミンに係る検査実績のない場合は、貨物を保留の上、輸入者に対してメラミンに係る自主検査を実施するよう指導すること。

3. 検体採取方法

平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号 別添の別表第2「畜水産食品の残留有害物質等 ②①を除く」によること。

4. 検査方法

「食品中のメラミンの試験法について」(平成20年10月2日付け食安監発第1002003号)によること。

5. その他

飼料等から食品中への間接的なメラミンの残留が確認された場合であって、メラミンが2.5 mg/kg を超えて検出された場合には、輸入者に対し、自主的に当該食品の回収等の措置を講ずるよう指導すること。ただし、乳児用に使用される食品にあっては、メラミンが検出されてはならないものとして取扱うこと。

なお、メラミンが意図的に添加された場合にあっては、食品衛生法第10条に違反するものとして措置すること。